



長雨の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。上半期源泉税納期が近づきましたので給与と士業報酬等の上期支払分の集計をお願いします。**7/16~7/21は事務所はお休みです。**

重要情報

1. 中小企業の設備投資に減税

H2903までに製造機械(160万円以上)、測定検査器具・コンピュータ・デジタル複合機(120万円以上)、ソフトウェア(70万円以上)、貨物車両(総重量3.5t以上)を取得したら減税が受けられます。

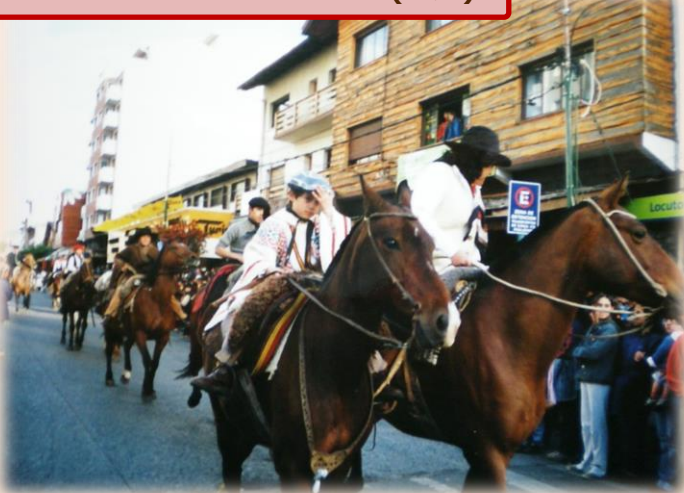
2. 消費増税で免税点超えませんか？

売上1千万円弱の小規模事業者が消費増税により免税点を超過してしまうケースがあります。免税⇒課税の場合、免税期間に仕入れた棚卸資産は、仕入時の税率で課税期間の仕入税額控除に含めます。

3. 耐震改修と住宅減税について

H2604以降は、中古住宅であっても、一定の耐震改修をすれば、これまで新築取得に限られていた住宅ローン控除や住宅取得資金の贈与非課税の特例が受けられるようになりました。

元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【アルゼンチン：バリロチェ】世界各国に「日本人宿」があります。オーナーが日本人とは限らず、「日本人が集まる宿」という意味もあります。行く目的は様々です。安心感が欲しい人、さびしい人、情報収集目当ての人……オーナーの人柄に惚れ込んで、というのもあります。世界の最南端ウスアイアで、一人で宿を営む日本人のおばあちゃんに出会いました。

☆事務所からの連絡☆

7/16(水)から21(月)まで、夏休みを頂戴して**事務所をお休み**致します。ご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い致します。

7月のイベン

- ・源泉所得税(納特)上半期
- ・個人所得税第1期予定納付
- ・固定資産税等第2期納付

(重要) 報酬の自動引落

弊事務所では、平成26年9月から**新システム**による報酬の自動引落を予定しております。

つきましては、**既に自動引落をご利用中**のお客さま、**新規にご希望**のお客さまにおかれましては、**新様式による口座振替依頼書のご提出**をお願いいたします(依頼書をご希望の方はお知らせください)。

依頼書の**提出は7月31日(必着)まで**となります。期日を過ぎますと自動引落ができず、振込の手間や手数料のご負担が生じてまいりますので、ご希望のお客さまは必ず7月末日までに依頼書をご提出ください。自動引落にかかる手数料は弊事務所 で負担いたしますので、ぜひこの機会にご利用ください。

晩酌のじかん

バイク、アニメやゴルフなど自分だけの趣味のため奥様に気を遣う知人の話を耳にします。我が妻は「疲れたら一人でインドとか行けばいいのに」なんて言ってくれますが、せっかくなら一緒にいきたいと考えてしまいます。ちなみに、妻には自分だけの趣味がたくさんあるようです。



赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0865 神奈川県
横浜市神奈川区片倉5-14-15
TEL:045-491-0102/FAX:045-413-4340
Mailto:106917prrrj@zeirishi-ky.jp